

■有価証券関係

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成26年度中間期末			平成27年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,150	1,156	6	650	655	5
	その他	—	—	—	2,500	2,507	7
	小計	1,150	1,156	6	3,150	3,162	12
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	50	48	△ 1	700	696	△ 3
	その他	—	—	—	2,500	2,468	△ 32
	小計	50	48	△ 1	3,200	3,164	△ 35
合計		1,200	1,204	4	6,350	6,327	△ 22

(2) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

(単位：百万円)

	平成26年度中間期末	平成27年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	112	112
関連法人等株式	1	1
投資事業組合出資金	827	746
合計	940	860

(注) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成26年度中間期末			平成27年度中間期末		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	30,467	14,311	16,156	35,191	15,943	19,248
	債券	470,249	460,512	9,736	457,015	446,951	10,063
	国債	92,263	90,728	1,535	56,652	55,562	1,089
	地方債	269,582	263,574	6,008	276,074	269,866	6,208
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	108,403	106,209	2,193	124,288	121,522	2,765
	その他	50,623	49,459	1,164	53,704	52,529	1,175
	小計	551,340	524,283	27,057	545,911	515,424	30,487
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,291	5,179	△ 887	1,628	1,951	△ 323
	債券	34,126	34,211	△ 85	40,811	41,105	△ 294
	国債	3,183	3,215	△ 31	20,887	21,142	△ 254
	地方債	11,146	11,168	△ 22	2,760	2,760	△ 0
	短期社債	1,999	1,999	—	1,999	1,999	—
	社債	17,796	17,828	△ 31	15,163	15,202	△ 38
	その他	52,538	59,009	△ 6,470	56,059	63,680	△ 7,621
	小計	90,956	98,400	△ 7,443	98,498	106,737	△ 8,238
合計	642,297	622,683	19,613	644,410	622,162	22,248	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成26年度中間期末	平成27年度中間期末
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	1,348	1,505
その他	56	54
合計	1,404	1,559

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(4) 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前中間期及び当中間期における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりであります。

- (1) 中間期末日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄
- (2) 中間期末日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落し、かつ下記ア、イ、ウのいずれかに該当する銘柄
 - ア 時価が過去2年間にわたり、常に簿価の70%以下である場合
 - イ 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
 - ウ 株式の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失を計上すると予想される場合

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。